

事前協議事業者の辞退について

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

平成 26 年度定期巡回・随時対応型訪問介護看護整備に係る事業計画として平成 26 年 10 月 2 日付けで選定した下記事業者より辞退届が提出され、平成 27 年 11 月 24 日付けで受理いたしました。

(1) 法人名

公益財団法人宮城厚生協会 理事長 今田 隆一

(2) 辞退となった事業計画概要

事業所の 所在する区	事業所の 日常生活圏域	サービス提供エリア (中学校区)
泉区	長命ヶ丘	<u>根白石</u> 、 <u>寺岡</u> 、 <u>住吉台</u> 、 <u>南中山</u> 、 <u>館</u> 、 <u>南吉成</u> 、 <u>長命ヶ丘</u> 、 <u>桜丘</u> 、 <u>加茂</u> 、 <u>八乙女</u> 、 <u>南光台</u> 、 <u>南光台東</u>

※下線は他事業者との重複エリア

(3) 辞退の理由

事業を運営するための人員（夜間帯のオペレーター及び随時訪問介護職員）を確保することができないと法人が判断したため

(4) 辞退を受けての本市の対応

未整備エリア（広陵中学校区、生出中学校区、秋保中学校区）に加え、平成 27 年 12 月 7 日（月）より南吉成中学校区エリアについても募集を実施している。